

市内リーグ委員会規則

第1条（目的）

この規則は、特定非営利活動法人八戸市サッカー協会（以下「本協会」という。）基本規程第45条の規定に基づき、基本規程第41条第14号に規定する市内リーグ委員会（以下「委員会」という。）の所管事項を定める。

第2条（事務局）

委員会の事務局は本協会事務局内に置く。

第3条（業務）

1. 委員会は、基本規程第45条第1項に規定する業務を推進する。
2. 委員会において決定した重要事項は、本協会理事会に報告し、その承認を得なければならない。

第4条（事業）

委員会は前条の業務を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 八戸市内サッカーリーグの運営等に関すること。
- (2) 市総合体育大会・北奥羽総合体育大会・県民体育大会等の主管業務及び選手派遣に関すること。選手派遣は日帰り圏域を対象とする。
- (3) その他、委員会の目的達成に必要なこと。

第5条（組織）

この委員会は、八戸市内サッカーリーグ加盟登録チーム等により組織する。

- (1) 運営委員は委員長の名指により若干名選出する。
- (2) 委員は本協会理事会の承認を経て、本協会会長が委嘱する。

第6条（役員）

1. この委員会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 若干名 |
| (3) 事務局 | 若干名 |

2. 役員は委員の互選により選出する。委員長は本協会理事会の承認を得て、本協会会長が任命する。
3. 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員はその任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第7条（役員の職務）

1. 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
3. 委員会を代表して会議へ出席した場合は、報告書を提出する。

第8条（会議）

1. 委員会の開催は年1回以上とし、下記事項を審議する。
 - (1) 事業計画、収支予算、事業報告書及び決算に関すること
 - (2) 規則の改廃及び変更に関すること

- (3) 役員の任免に関すること
 - (4) その他、委員会の運営に関して必要と認めること
2. 会議の定足数は委任状も含め2分の1以上の出席とし、決議は委任状も含め出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。
 3. 委員会の招集は、基本規程第44条の規定により行い、委員長が会議の議長となる。
 4. 会議の議事録を作成し、本協会へ提出する。
 5. 会議の召集が困難な事案が発生した場合は、電子機器・SNS等での会議を認める。

第9条（経費）

委員会の経費は、次のとおりとする。

- (1) 本協会の一般会計
- (2) リーグ加盟登録料
- (3) その他の収入

第10条（加盟登録料）

市内リーグに加盟するチームは、次に定めるチーム登録料・個人登録料・年間表彰式会費を本協会に納付しなければならない。

1. チーム加盟料
 - 継続・新規チーム共通 40,000 円
2. 個人登録料(追加含む) 2,500 円 (1名につき)
3. 年間表彰式会費 10,000 円 (5,000 円×2名分)

第11条(委員長等年間活動費)

- (1) 委員長 30,000 円 (別途、通信費10,000円)
- (2) 副委員長 20,000 円

第12条(事務委託費)

施設使用料等の支払いによる出納業務・施設年間予約・その他事務的処理業務等は本協会に委託する。年間委託費は、120,000円とする。

第13条（その他）

この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は別途、委員会細則で定めることとする。

第14条（改正）

この規則の改正は、本協会理事会の決議を経て、これを行う。

附則

この規則は2015年(平成27年)8月1日から施行する。

改正 2020年(令和2年)4月30日

改正 2021年(令和3年)4月21日

改正 2022年(令和4年)4月27日

改正 2023年(令和5年)4月26日